

埼玉県薬務課における献血啓発用 X アカウント利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県保健医療部薬務課が運用する X アカウントにおける利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 埼玉県内における血液不足時等の献血の協力依頼や移動採血車（献血バス）の運行状況、各種献血イベントやキャンペーンの実施等、埼玉県の献血に関する情報を随時配信していきます。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする X アカウントは次のとおりです。

- ・ ID: @abo_saitama
- ・ ユーザー名: エビオ君（埼玉県献血マスコット公式）

(ツイートできる者)

第4条 「埼玉県薬務課における献血啓発用 X アカウント利用規約」を全て読み、同意した者のみが投稿（以下、ツイート）、返信（以下、リプライ）、原文引用ツイート（他ユーザーのツイートをそのまま自分のタイムラインにツイートすること。以下、リツイート）ができます。なお、ツイート・リプライ・リツイートした者は本利用規約に全て同意したものとします。

(アカウント運用における基本方針)

第5条 X 運用ポリシーを定めます。

- 1 当アカウントは情報発信を目的としているため、X 上で皆様から頂いたリプライ、ツイート及びダイレクトメッセージ（フォローし合うユーザー間で送受信可能な非公開メッセージ）について、原則的に返信行為は行いません。内容について御質問等のある方は、お電話又はメールで直接お問い合わせください。
- 2 X 上にて発信する情報の全てが、埼玉県の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、下記に記載されている埼玉県公式の「献血」ウェブページをご確認ください。
 - ・ <https://www.pref.saitama.lg.jp/kenko/iryo/kenketsu/index.html>
- 3 当アカウントが発信した情報を除き、X 上に表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、埼玉県は一切の保証をしません。

- 4 投稿された全てのツイート及び画像は、埼玉県がその一部を修正又は改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。
- 5 ツイートによって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全て投稿者が負うものとします。投稿者は必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、ツイートしてください。
また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情等があった場合、埼玉県は一切の責任を負わず、費用負担等を含む全てを投稿者本人が対応するものとします。
- 6 埼玉県は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リスト等、利用者のアカウント設定上で全ての利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 7 当アカウントの X 上の内容、もしくは当利用規約について予告なく変更する場合があります。
- 8 X 及び X に関連するソフトウェア又はアプリケーション等の機能・仕様については、薬務課では一切お答えできかねます。直接、各サービスの提供会社にお問い合わせください。

(X における禁止事項)

第 6 条 原則として X 利用者からの投稿を削除することはありませんが、下記に挙げた事項に該当する投稿については削除する場合がありますことをご了承ください。

- 1 法律、法令又は公序良俗に反するもの、又はその恐れのあるもの
- 2 犯罪行為に結びつくもの、又は犯罪行為を誘発させるもの
- 3 特定の個人・団体等を誹謗中傷するもの
- 4 人種・思想・信条等の差別するもの、又は差別を助長させるもの
- 5 政治活動、選挙活動、宗教活動を目的とするもの
- 6 著作権・商標権・肖像権等第三者の知的所有権を侵害するもの
- 7 本人の承諾なく個人情報等を特定・開示・漏えいする等プライバシーを害するもの
- 8 当アカウントと関わりのない商品・店舗・企業の紹介、広報・宣伝等の商業活動を含むもの
- 9 虚偽や事実と異なる内容及び、単なる噂や噂を助長させるもの
- 10 有害なプログラム及びウェブコンテンツ等にアクセスする可能性を含むもの
- 11 わいせつな表現等を含む不適切なもの

- 12 当アカウントになりすまそうとするもの
- 13 その他、埼玉県保健医療部薬務課が不適切と判断した情報及びこれらの内容を含むウェブページへのハイパーリンク

(お問い合わせ)

第7条 当利用規約については、下記までお問い合わせください。

保健医療部 薬務課 薬物対策・献血担当

tel: 048-830-3635

mail: a3620-16@pref.saitama.lg.jp

附則

この規約は、平成29年3月17日から施行する。

附則

この規約は、平成29年6月9日から施行する。

附則

この規約は、平成30年4月20日から施行する。

附則

この規約は、令和5年9月29日から施行する。